

マージン率等の情報提供について

① 令和 3 年 4 月 1 日付け 派遣労働者数

28人

② 令和 3 年 4 月 1 日付け 派遣先事業所数（実数）

4事業所

③ 令和 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日） 労働者派遣に関する料金の額の平均額

14,650円（8時間 ）

④ 令和 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日） 派遣労働者の賃金の額の平均額

10,200円（8時間 ）

⑤ 令和 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日） マージン率

30.4%

マージン率 =
$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{（8時間）当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{（8時間）当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率（%）表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を
☒ 締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲（全派遣労働者）
当該労使協定の有効期間の終期（令和 4 年 3 月 31 日）
☐ 締結していない
※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容（注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-J	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
生産設備オペレーション訓練	派遣中	OJT	無償	有給
生産設備メンテナンス訓練	派遣中	OJT	無償	有給
グループリーダー訓練	待機中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 山本 電話番号052-880-1295

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

事業所名 株式会社 京新
許可番号 派23-302338